2/19 朝日

法制局想定問答 長官存在認める

「組織的なものではない」

集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の閣議決定に関連し、内閣法制局が国会から文書開示を求められたのに開示していなかった「想定問答」について、横畠裕介長官は18日の参院決算委員会で「担当者から想定ベースの答弁資料の案をもらった」と述べ、存在することを認めた。だが、公文書管理法上の「行政文書」に当たらないとの見解も示した。

▼4面=なお「保存対象外」

参院決算委は1月、法制局に対して「集団的自衛権に関する閣議決定に関して内閣法制局が作成し、保存している全ての文書」を開示するよう求めていた。

横畠氏は想定問答について「調査中だ」としたが、「私の段階で差し戻した、できあがらなかった想定問答があったことは記憶している」と答弁。その一方で「想定問答はできあがらなかったものであり、組織的に用いるものではないということだ」と述べた。

公文書管理法では、行政機関の職員が職務上作成、または取得し、組織的に用いるために行政機関が保有する文書を「行政文書」と定める。朝日新聞が入手した法制局の記録には、パソコン上の共有フォルダーに「想定(閣議決定)」という文言があり、「次長了」などの記録も残されている。

第二東京弁護士会会長で内閣府公文書管理委員を務める三宅弘弁護士は「公文書管理法は意思決定過程を残さなければならないと定める。長官が目を通して『想定問答として使えない』と判断したなら、その判断が意思決定の過程だ」と話し、想定問答が行政文書に当たると指摘する。(蔵前勝久)

法制局、なお「保存対象外」

集団的自衛権の想定問答　識者は異論も

内閣法制局が作成したが、国会に開示しなかった集団的自衛権の行使容認をめぐる「想定問答」について、法制局の横畠裕介長官は18日、存在を認めた。横畠氏は法律上、保存すべき文書ではないとの見解を示したが、専門家からは、作成過程などからみて公文書管理法上の「行政文書」に当たる可能性が高いとの指摘が出ている。▼1面参照

朝日新聞が12日、想定問答の有無を法制局に取材した際、菊池章参事官は「想定問答があるかどうか存じ上げない」と述べていた。横畠氏は18日の参院決算委員会で「想定問答」の存在を認め、「想定問答なるものではないかと疑われるデータはある」と明らかにした。

参院決算委で答弁する横畠裕介内閣法制局長官＝18日午後、飯塚晋一撮影

横畠氏は自ら目を通したことも明らかにしたが、「長官が（想定問答を）読んで『答弁するわけにはいかない』となったものについては、組織として使い道もない」と答弁。トップである自身が了承しなかったことを理由に、公文書管理法が行政文書の要件として定める「組織的に用いるもの」に当たらないという見解を示した。

行政機関のトップが「使い道がない」と判断した文書は、行政文書に当たらないのか。

公文書管理法は保存すべき行政文書について、行政機関の職員が職務上作成、または取得し、組織的に用いるために行政機関が保有するものと定める。公文書管理法に詳しい右崎正博・独協大法科大学院教授は「最終的に『使えない』と判断しても、部下が作ったものを上司が見て組織でいったん共有しており、想定問答は行政文書にあたる。国会にも提出すべきものだ」と指摘する。

さらに想定問答には、参事官から法制次長という段階を経て作成されたことを示す記録も残っている。閣議決定前に法制局の「共有フォルダー」に入れられ、国会議員への説明に向け、法制局の職員がそれぞれ勉強のための資料として使っていたという証言もある。実際の国会答弁に使われなかったとしても、組織として用いられていた可能性は高い。

内閣府公文書管理委員の三宅弘弁護士も「閣議決定はこの国の形が変わる転換だった。本来なら内部協議の議事録を作っておくべきだが、作っていないのなら、議事録に代わるものとして、この想定問答は残すべきだ。法制局の意思決定の過程がわかる文書だ」と指摘する。（蔵前勝久）

7/19朝日